平成２７年（フ）第３６３４号
埼玉県春日部市大衾496番地22
破産者　有限会社アクアビット
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第５０３５号
東京都豊島区池袋本町３丁目10―14―101、開始決定時の住所東京都豊島区池袋本町４丁目45―５―303
破産者　鈴木　昌彦
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４１３号
東京都渋谷区上原１丁目４―２―102
破産者　西垣　成雄
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４６０号
東京都豊島区西池袋１丁目29番５号
破産者　株式会社アサックス・アド
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４６１号
東京都足立区千住橋戸町93―２―204
破産者　飯野　浩一（旧姓谷津）
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４７６号
東京都足立区栗原３丁目12番３号
破産者　株式会社松本土木
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４７７号
東京都足立区西伊興１丁目16―23
破産者　松本　広志
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４８４号
東京都千代田区神田神保町２丁目14番４号
破産者　有限会社日本の百選
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６４８７号
東京都大田区本羽田２丁目11番３号
破産者　株式会社伸冷工事
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５０８号
東京都港区南青山１丁目17番14号
破産者　有限会社ルナ楽器
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５０９号
東京都港区南青山１丁目17番14号
破産者　株式会社サトール
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５６９号
東京都中央区銀座８丁目７番２号
破産者　有限会社エス・アンド・ティ
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５７０号
東京都江戸川区東瑞江３丁目４－４
破産者　柳澤みゆき
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６５８８号
東京都足立区関原３丁目14―４
破産者　佐藤　　洋
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３６７号
東京都台東区千束１丁目11―４　レオパレスホワイトアイランド２　203
破産者　大野　　進
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３７１号
神奈川県横浜市港北区新横浜３丁目８－４－604
破産者　成田　千修
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４２３号
東京都大田区池上５丁目７－５―401
破産者　中華ふーりーこと　金島　直樹
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４２５号
東京都江東区東砂１丁目２－１―407
破産者　井上　昭枝
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４３５号
東京都練馬区豊玉南３丁目23―15―102
破産者　神崎　正顯
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７４８４号
東京都渋谷区笹塚２丁目34―２―304
破産者　近藤　あみ
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５１３号
東京都中野区中央３丁目39―５　サンハイツマナセ　２Ｗ、開始決定時の住所東京都渋谷区渋谷２丁目２－４―608
破産者　神向　文明
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７５２５号
東京都大田区中央７丁目３―12―202
破産者　石川　善浩
1　決定年月日　平成27年10月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部